

平成22年度「中海会議」第1回 幹事会 次第

日時：平成22年9月6日（月）
14：00～16：00

場所：国際ファミリープラザ
ファミリーホール（2階）

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 部会及びワーキンググループの設置について（説明：鳥取県企画部）

(2) 部会及びワーキンググループにおける検討状況及び今後の進め方について

（説明：各部会及びワーキンググループ事務局）

(3) その他

5 閉 会

平成22年度「中海会議」第1回幹事会 出席者名簿

【幹事】

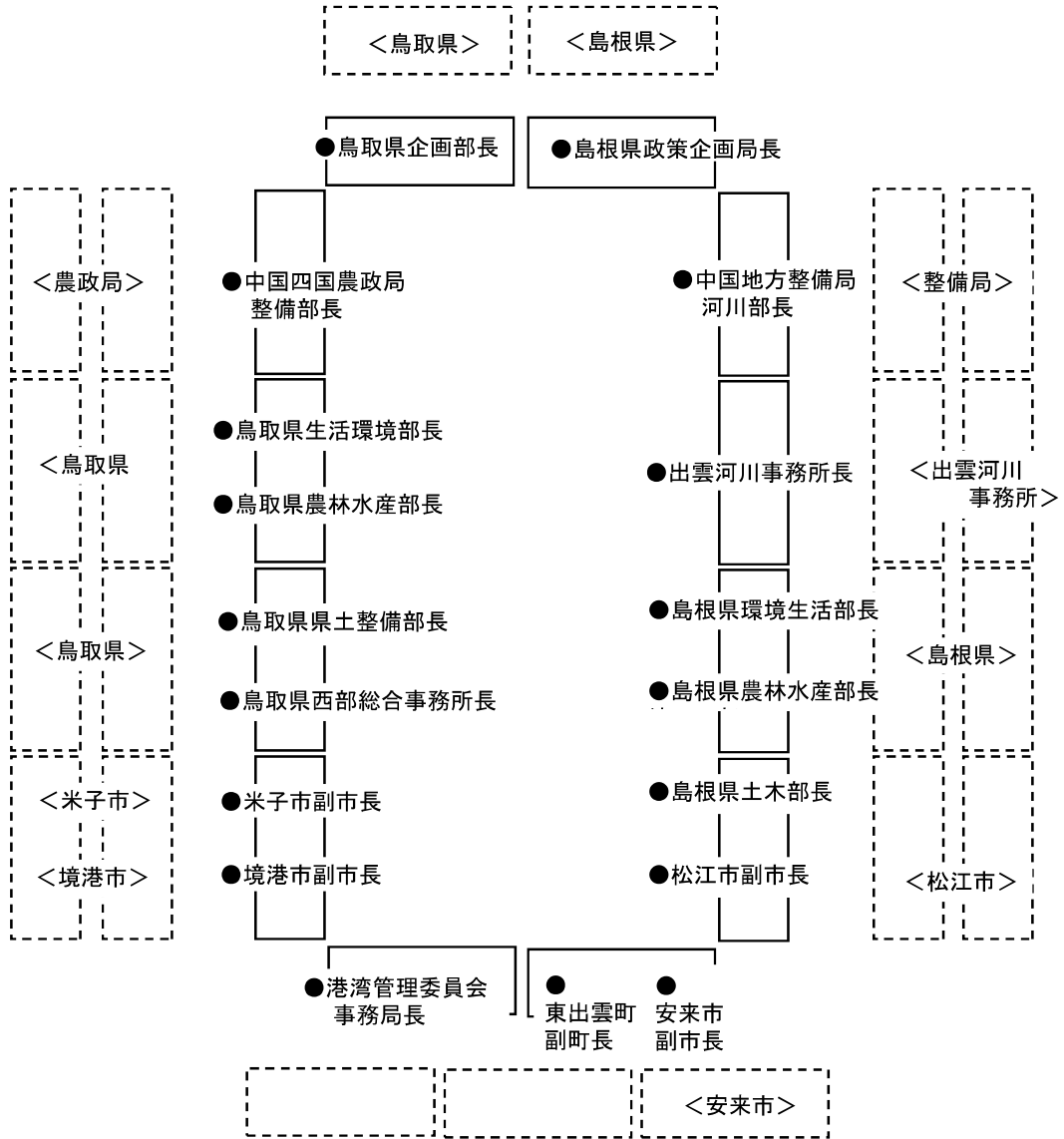
団体名	職名	氏名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長	大谷 博信
	出雲河川事務所長	平山 大輔
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長	中西 憲雄
米子市	副市長	角 博明
境港市	副市長	安倍 和海
松江市	副市長	中村 光男
安来市	副市長	渡部 和志 (代理：基盤整備部次長 坂田 博)
東出雲町	副町長	山崎 功
境港管理組合	港湾管理委員会 事務局長	小倉 誠一
島根県	政策企画局長	藤原 孝行
	土木部長	西野 賢治 (代理：技監 玉串 昭)
	環境生活部長	月森 憲三 (代理：環境政策課管理監 馬庭 章)
	農林水産部長	石垣 英司 (代理：農地整備課長 田中 浩二)
鳥取県	企画部長	高橋 謙司
	県土整備部長	古賀 俊行
	生活環境部長	法橋 誠
	農林水産部長	鹿田 道夫
	西部総合事務所長	林 昭男

平成22年度「中海会議」第1回幹事会 出席者名簿

団体名	所属	職名	氏名	
国土交通省 (中国地方整備局)	河川部 河川計画課	課長	柴田 亮	
		建設専門官	後藤 寿久	
	出雲河川事務所 計画課	技術副所長	溝山 勇	
		課長	服部 洋佑	
		専門職	井上 綱雄	
		課長	西尾 正博	
水環境課	課長	西尾 正博		
	水質調査係長	水谷 一馬		
農林水産省 (中国四国農政局)	整備部 農地整備課	課長補佐	山内 清司	
	中海干拓建設事業所	所長	野道 彰一	
		技術専門官	石原 宏徳	
米子市	企画部	次長兼企画課長	湯浅 隆司	
	経済部 農林課 水産振興室	課長	八幡 久男	
		室長	中川 良久	
	環境政策局	局長兼環境政策課長	梅林 正	
境港市	建設部 土木課	課長	足立 忠久	
	建設部	部長	洋谷 英之	
松江市	産業環境部	部長	山本 修	
		部長	山本 修	
松江市	政策部 大橋川治水事業推進課	次長	松本 純一	
		主幹	古藤 俊光	
島根県	政策企画局 政策企画監室	政策企画監	松村 憲樹	
		副政策企画監	星野 充孝	
		企画員	綿貫 純也	
	環境生活部 環境生活課	宍道湖中海対策推進 室長	酒嶋 優	
		水環境グループリーダー	藤原 敦夫	
		主任	永島 寛幸	
		自然保護グループリーダー	田部 欽也	
	自然環境課 保健環境科学研究所	水環境グループ科長	神谷 宏	
		企画幹	肥後 廣志	
鳥取県	土木部 斐伊川神戸川対策課	企画幹	肥後 廣志	
		企画部 企画課	課長	亀井 一賀
		企画員	古曳 正道	
	生活環境部 水・大気環境課	企画員	吉野 知子	
		次長	三木 文貴	
		課長	広田 恭一	
		水環境保全室長	近藤 一幸	
		副主幹	福政 民栄	
		衛生環境研究所	所長	長谷岡 淳一
	農林水産部 農地・水保全課	水環境対策チーム長	九鬼 貴弘	
		農地・水保全課長	中村 均	
		課長	竹森 達夫	
西部総合事務所 県民局	課長	竹森 達夫		
	参事	関 孝信		

中海会議 第1回幹事会 配席図

【会場:国際ファミリープラザ 2F ファミリーホール】



平成22年度「中海会議」第1回幹事会 配付資料一覧

【議事(1)関係】

資 料

- 「中海会議」(中海及び沿岸域の水に関する諸問題について協議検討) …… P 2
- 中海会議設置要綱 …… P 3

【議事(2)関係】

資 料

- 中海湖岸堤等整備に係る調整会議(中海湖岸堤部会)の検討状況について …… P 5
- 中海の水質及び流動会議設置要綱(案) …… P 17
- 第1回中海の水質及び流動会議(仮称)次第(案) …… P 19
- 中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ設置要綱(案) …… P 20
- 崎津モデル地区予定地への工事残土搬入について …… P 21
- 中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱 …… P 22
- 中海の利活用に関する検討テーマ案等について …… P 23
- 中海の水面利用の現状 …… P 24

【議事(3)関係】

資 料

- 中海・宍道湖ラムサール条約湿地登録5周年記念事業等について …… P 25

中海会議

「中海及び沿岸域の水に関する諸問題」について協議検討

構成メンバー

国(国交省、農水省)、
両県、沿岸市町

《オプゾバー》 環境省、防衛省

◆「中海会議」設置後に、
「中海に関する協議会」は発展的に解消。

※「中海に関する協議会」(H13.8.28～)

(構成) 農水省、国交省、両県

(目的) 中海に関する諸問題の調整を図る。

《協議項目》

- ・中浦水門の取扱いとこれに伴う雇用問題
- ・中海の水質を始めとする環境改善
- ・淡水化中止に伴う代替水源確保対策の実施、その他

《会議運営》

- 議長：両県知事が共同議長を務める。
- 事務局：両県及び国交省に置き、開催県が主務を掌る。
- 幹事会：担当部長・副市長等で構成し、会議の事前調整等。
- 検討部会：必要に応じて設置。

所掌事務

(1) 中海及び境水道の
堤防、護岸等の整
備に関すること

既存組織 との関係

◆「中海護岸等整備促進協
議会」は、中海湖岸提等
整備の円滑化等を図る「
調整会議」に改組し、当
会議の部会として位置付
ける。

※「中海護岸等整備促進協議会」

(H17.7.25～)

(構成) 国交省、防衛省、

沿岸市町、境港管理組合

(目的) 中海の護岸等の整備の促
進を図る。

(2) 中海の水質及び
流動などに関する
こと

◆中海の水質及び流動など
のモニタリング及び分析
を行う「会議」を当会議
の部会として設置後、
「中海水質改善対策協議会」
は発展的に解消。

※「中海水質改善対策協議会」

(H18.7.28～)

(構成) 両県、沿岸市町

(オプゾバー) 国交省、環境省)

(目的) 両県で水質の調査、分析を行い、
水質改善措置等について検討。

《検討項目》

- ・水質モニタリング実施及び分析
- ・水質改善のための方策
- ・その他必要な事項

(3) 中海沿岸農地の
排水不良に関する
こと

既存組織なし

※現在、弓浜半島中海側(崎津、彦名
地区の排水不良農地)の対策につい
て、米子市及び両県が個別に相談に応
じている状況。

(4) 中海の利活用に
関すること

◆具体的協議項目の設定は、
新たな協議会での議論に
委ねる。
(例)水産振興、観光振興、環境教育、
住民参加

(参考)
《中海圏域振興》

※「中海市長会」

(取組)中海圏域振興ビジョン策定

圏域PR、連携活動等

《水産関係》

※「中海及び境水道における漁業に

関する鳥取・島根両県協議会」

(構成)両県、漁業関係者

(目的)許可漁業振興及び自由漁業

の取扱、漁業振興、漁業管理

《観光関係》

※「山陰文化観光圏協議会」

(構成)両県の観光団体・行政機関

(目的)観光圏の形成及び誘客促進

《NPO法人》

※中海再生プロジェクト、未来守り(さきも
り)ネットワーク、自然再生センター等

中海会議設置要綱

(目的)

第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関する事
- (2) 中海の水質及び流動などに関する事
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関する事
- (4) 中海の利活用に関する事
- (5) その他

(構成)

第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)

第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるものとする。
- 4 会議の議題提出は、議長の他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)

第5条 会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の企画部長又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるものとする。

(部会の設置)

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるものとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会には事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

別表（第3条関係）

（構成員）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長
東出雲町	町長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

（幹事）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	企画部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長
東出雲町	副町長

中海湖岸堤等整備に係る調整会議(中海湖岸堤部会)

の検討状況について

1. 中海湖岸堤部会の設置(平成22年9月2日) [参考資料-1]

2. 河川整備計画(案)(中海湖岸堤)の確認 [参考資料-2]

河川整備計画(案)における中海湖岸堤整備の概略工程、整備優先度の考え方、整備箇所について確認

3. 湖岸堤防の実施箇所の進捗状況 [参考資料-3]

短期整備箇所で事業実施中の渡漁港、空港南、崎津漁港、旗ヶ崎、野原の各箇所の現在の取り組みの状況について確認

4. 台風4号の状況報告 [参考資料-4]

8月1日に日本海を東進した台風4号に関する、気象・防災情報や被害状況について状況報告

5. 中海に係る県・市町の内水対策等の取り組み状況とその課題について

主な課題

- ◇ポンプ施設整備やポンプ施設能力の改善、樋門・樋管の整備や維持管理
- ◇関係機関における内水対策の事業調整
- ◇港湾区域及び干拓堤防の護岸施設等の管理者調整

- ・今回は、各機関の課題共有や共通認識を図った。
- ・今後も継続して関係機関が連携し、解決するための協議や調整を鋭意進める。

「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下「中海湖岸堤等」という）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。

(会長)

第5条 調整会議に会長を1名置く。

- 2 会長は調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

(会議)

第6条 調整会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。

別表（第4条関係）

1 構成員

国等の機関			
国土交通省		中国地方整備局出雲河川事務所長	
防衛省		航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長	
境港管理組合		港湾管理委員会事務局（技）次長	
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長	松江市	政策部長 産業経済部長
境港市	産業環境部長 建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長
		東出雲町	農林建設課長

2 オブザーバー

海上保安庁

◆斐伊川河川整備計画と湖岸堤整備箇所

○斐伊川水系河川整備計画における整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
			短期	中期
ダム・放水路	(1)-①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成	
斐伊川 本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理		
	(4)	堤防強化対策		
中央湖	(3)	湖岸堤防の整備		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等	
		堤防の整備（計画水位まで） 水門等の整備	下流部拡幅工事	上流部拡幅工事
		堤防の整備（計画堤防高まで）		
中海・境水道	(1)-②	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (I)	短中期整備箇所 (II①) 中期整備箇所 (II②)

※ 堤防の上面が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合あり

※ 放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整

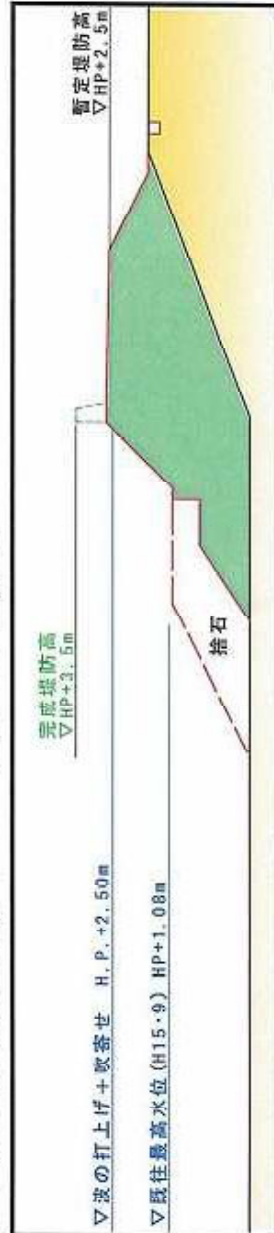
◆河川整備計画(案)(中海湖岸堤)の確認について

○湖岸堤防の整備の優先度の基本的な考え方

優先度	基本的な考え方	延長
短期	湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所※境界水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位又は既往最高水位)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(計画高水位以下の地盤に100人以上居住)箇所	4.0km (0.0km)
短中期	湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高が計画高水位+1.30m未満)であり、背後に家屋等がある箇所 ※境界水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位)であり、背後に家屋等がある箇所	10.4km (0.3km)
中期	湖岸堤高及び背後地盤高がH.P.+2.50m未満の箇所 ※境界水道においては、堤防高及び背後地盤高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満の箇所	15.4km (0.0km)
全体		29.8km (0.3km)

* ()は境界水道の整備延長

○中海湖岸堤の整備イメージ図(横断面)



※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、湖畔の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査
 ※ 漁港施設・港湾施設については、施設管理者と協議の上、構造等を決定
 ※ 承水路等波の影響を受けない箇所については、計画堤防高をH.P.+2.10mとし、完成堤で整備
 ※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整

湖岸堤高 H.P.+2.50m の考え方

既往最高水位(H15年9月) H.P.+1.08mに対し、中海のはん濫注意水位H.P.+0.90m以上で観測された最大風速18.3m/sec (H16.9)により推計される最大の打上高

洪水時の水位



+

「うちあげ」及び「吹き寄せ」の推計に用いる風は、洪水時における既往最大風速18.3m/s

うちあげ



+

吹き寄せ



◆河川整備計画(案)(中海湖岸堤)の確認について

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯水場北)	1,200m	Ⅱ①
	無堤 (貯水場)		20m	I	
	(2)		境港市西工業団地(貯水場)	400m	Ⅱ①
	漁港 (境港市)*		700m	I	
	(1)**		境港市佐斐神町(空港北)	800m	Ⅱ②
	自衛隊基地 (新倉)*		500m	I	
	(3)		米子市磯津(空港南)	500m	Ⅱ①
	漁港 (米子市)*		100m	Ⅱ①	
	無堤 (津浦河川)		400m	I	
	(2)		米子市飯ヶ崎	30m	I
	(3)**		米子市飯ヶ崎	500m	Ⅱ②
	港湾 (鳥取県)*		米子市磯町(米子港 野種場)	800m	Ⅱ②
	(4)**		米子市磯町(米子港 食品団地)	100m	I
	(5)		米子市磯町(米子港 防波堤)	600m	Ⅱ①
	(6)		米子市内町(ポンプ場前)	40m	Ⅱ①
(7)	安来市中海町	200m	Ⅱ①		
(4)	安来市島田町(中海側)	400m	Ⅱ①		
(8)**	安来港	2,000m	Ⅱ②		
(9)	安来市真赤江町	1,700m	Ⅱ①		
(5)	安来市荒島町	200m	Ⅱ①		
(10)	東出雲町下意東(東側)	100m	Ⅱ②		
(6)	東出雲町下意東(西側)	700m	Ⅱ①		
(11)	松江市富士見町(笠字川上流)	500m	Ⅱ②		
(7)**	松江市富士見町(笠字川下流)	100m	Ⅱ①		
(12)**	松江港	100m	Ⅱ②		
(13)	松江市大井町	1,200m	Ⅱ①		
(8)	松江市大海崎町(上流)	1,100m	Ⅱ①		
(9)**	松江市大海崎町(新溜り)	300m	Ⅱ②		
(10)	松江市大海崎町(下流)	200m	Ⅱ②		
国交省 (千代田区)	松江市上宇部属町,新庄町	300m	Ⅱ②		
国交省 (千代田区)	松江市上宇部属町,新庄町	1,900m	Ⅱ①		
(11)	松江市野原町,長浜町	1,500m	I		
(12)	松江市手角町	1,000m	Ⅱ②		
(13)	松江市美保岡町下宇部尾(万原地区)	700m	Ⅱ②		
(14)**	松江市美保岡町下宇部尾(湯島)	1,000m	Ⅱ②		
(15)	松江市美保岡町下宇部尾(上流)	200m	Ⅱ②		
		松江市美保岡町下宇部尾(下流)	200m	Ⅱ②	

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
江島	(16)**	鳥根県	松江市八束町江島(工業団地)	700m	Ⅱ②
	(17)**		松江市八束町江島(工業団地)	500m	Ⅱ②
	(18)		松江市八束町江島(江島大橋北)	300m	Ⅱ②
	(19)		松江市八束町江島(三田川樋門付近)	600m	Ⅱ②
	(20)**		松江市八束町江島 (浄化センター東,舟溜り)	100m	Ⅱ②
	(21)		松江市八束町江島 (サンコーボラス付近)	20m	Ⅱ②
大根島	国交省	鳥根県	松江市八束町江島 (老人集会所付近西側)	200m	I
	(22)**		馬渡漁港	400m	Ⅱ①
	(23)		松江市八束町廻江(下流)	1,600m	Ⅱ②
	(14)**		廻江港	600m	Ⅱ①
	(24)		松江市八束町廻江(上流)	1,100m	Ⅱ②
	(25)**		松江市八束町渡入	700m	Ⅱ②
瓊水道	(26)**	鳥根県	松江市八束町入江(舟溜り)	400m	Ⅱ②
	(27)		松江市八束町入江(西側)	300m	Ⅱ②
	(15)**		松江市美保岡町梧浦	300m	Ⅱ①

斐伊川水系河川整備計画(案)より抜粋

* は治水に必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所

◆河川整備計画(案)(中海湖岸堤)の確認について

